香美町介護保険住宅改修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第7 5条第2項第2号及び第94条第2項に規定する書類(以下「理由書」とい う。)を作成する者に対し助成金を支給することについて、必要な事項を定め るものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、居宅介護支援及び介護予防支援の給付を受けていない介護保険の居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の理由書を作成した介護支援専門員、理学療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者その他これに準ずる資格等を有する者又はその者が所属する指定居宅介護支援事業者(以下「事業者等」という。)とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、理由書1件ごとに2,000円とする。 (助成の申請等)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする事業者等(以下「申請者」という。) は、介護保険住宅改修支援事業助成金請求書(様式第1号。以下「請求書」という。)に理由書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、介護保険住宅改修支援事業助成金支給決定・不決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第71号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。